

京都大学学際融合教育研究推進センターに置くユニットに関する内規

(平成22年6月25日制定)

(平成22年12月6日一部改正)

第1 この内規は、京都大学学際融合教育研究推進センター（以下「センター」という。）に学際的な教育研究を行う体制として置く教育研究連携ユニット（以下「ユニット」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ユニットの名称については、ユニットからの申請に基づき、センターの運営委員会において決定する。

第2 センターに、次の各号に掲げるユニットを置く。

- (1) 生命科学系キャリアパス形成ユニット
- (2) 先端医工学研究ユニット
- (3) 極端気象適応社会教育ユニット
- (4) 統合複雑系科学国際研究ユニット
- (5) 計算科学ユニット
- (6) グリーン・イノベーションマネジメント教育ユニット
- (7) 次世代低炭素ナノデバイス創製ハブ
- (8) 心の先端研究ユニット
- (9) 日本－エジプト連携教育研究ユニット

2 ユニットには長を置き、本学の教職員をもって充てる。

3 ユニットの長は、ユニットの事務を掌理する。

第3 ユニットの運営に関し必要な事項は、ユニットの長が別に定める。

第4 ユニットの事務は、企画部企画課及び関係部局の事務部において処理する。

第5 この内規に定めるもののほか、センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この内規は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年12月6日から施行する。